

第7回関市・武儀郡4町村合併協議会

平成16年1月23日(金)

関市役所大会議室

開 会 午後1時30分

- 1 会長あいさつ
- 2 承認事項
 - 第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
 - 第2号 使用料、手数料等の取扱いについて
 - 第3号 公共的団体等の取扱いについて
 - 第4号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 3 協議事項
 - 第1号 町名・字名の取扱いについて
 - 第2号 国民健康保険事業の取扱いについて
 - 第3号 消防団の取扱いについて
 - 第4号 保育事業の取扱いについて
- 4 次回(第8回)協議会での協議事項
 - 広報広聴事業(自治会組織)
 - 保健衛生事業(国保直営診療所)
 - ゴミ収集業務事業
- 5 その他

閉 会 午後3時11分

出席者(29名)

【関市】	会 長	後 藤 昭 夫(市長)
	委 員	石 原 教 雅(議長)
	委 員	岡 田 洋 一(議員)
	委 員	松 井 茂(議員)
	委 員	三ツ岩 征 夫(議員)
	委 員	野 田 豪 一(学識経験者)
【洞戸村】	委 員	武 藤 末 彦(村長)
	委 員	野 村 昭(議長)
	委 員	後 藤 明 朗(議員)
	委 員	本 田 修(議員)
	委 員	野 村 真 富(学識経験者)
	委 員	神 山 富 幸(学識経験者)

【板取村】	副会長	長 屋 勝 司 (村長)
	委 員	長 屋 幹 夫 (議長)
	監査委員	田 中 善 隆 (議員)
	委 員	長 屋 敏 (議員)
	委 員	長 屋 道 郎 (学識経験者)
【武儀町】	委 員	福 田 尚 雄 (町長)
	委 員	池 戸 久 夫 (議長)
	委 員	土 屋 昭 雄 (議員)
	委 員	遠 藤 慶 司 (議員)
	委 員	土 屋 希 睦 (学識経験者)
	委 員	美濃羽 大 祐 (学識経験者)
【上之保村】	委 員	波多野 保 (村長)
	委 員	加 藤 桂 (議長)
	委 員	波多野 昭 男 (議員)
	委 員	長 尾 匡 雄 (議員)
	委 員	河 合 正 則 (学識経験者)
	委 員	波多野 勇 (学識経験者)

欠 席 者 (1名)

【板取村】 委 員 長 屋 和 幸 (学識経験者)

参 与 田 代 一 弘 (岐阜県中濃地域振興局長)
 オブザーバー 棚 瀬 直 美 (岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長)

顧 問 井 上 一 郎 (岐阜県議会議員)
 顧 問 林 幸 広 (岐阜県議会議員)

欠 席 者 (1名)

顧 問 尾 藤 義 昭 (岐阜県議会議員)

幹 事 会 【関 市】 西 尾 治 (助役)
 森 義 次 (総務部長)
 【洞戸村】 林 修 美 (助役)
 【板取村】 長 屋 賢 治 (助役)
 【武儀町】 森 弘 (助役)
 【上之保村】 宇佐見 勝 彦 (助役)

傍聴者(37名)

関市：20名 洞戸村：4名 板取村：0名
武儀町：6名 上之保村：1名 その他：6名

職務のため出席した事務局職員

事務局長 藤川逸美 事務局次長 中村 繁

午後1時30分 開会

開 会

事務局次長

皆さん、こんにちは。きのうからの雪で大変お足元の悪い中、また大変お忙しい中、本日は御出席いただきましてありがとうございました。

定刻となりましたので、ただいまから第7回となります関市・武儀郡4町村合併協議会を始めさせていただきます。

本日は顧問の井上一郎県議員さん、そして林幸広県議員さんにも御出席いただいておりますので、御紹介申し上げます。

では、本日の委員さんの出席についてでございますが、本日は板取村の長屋和幸委員さんが御欠席でございますが、1名の御欠席ということで、会議は成立いたしておりますので、御報告させていただきます。

1 会長あいさつ

事務局次長

では、会長さんよりごあいさつをいただきまして、引き続き議長として会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

後藤昭夫会長

皆さん、こんにちは。

雪も大変降りまして、かつまたお忙しいところを、第7回となります協議会を開催いたしましたところ、御出席を賜りまして、ありがとうございました。

昨年来、総務省から、平成16年度の地方財政計画が示されたところでございまして、これによりますと、地方財政の計画の規模は84兆6,700億円ということでございまして、前年比のマイナス1.8%となっております。私どもの自治体におきましても、一番関心のある地方交付税は総額が16兆8,900億ということで、これも前年比マイナスの6.5%ということでございます。

私どもの関市にとりましても、地方交付税の削減は大きく影響を及ぼしておりまして、とりわけ一般会計の地方交付税を占める割合が大きい市町村におきましては、かなり厳しいものになるのではないかと予想しておるところでございます。

市町村合併の目的については、地方分権の推進と少子・高齢社会の到来、日常生活圏の広がり、町村の財政基盤の確立というふうに上げられておりますが、市町村の安定した行財政基盤の確立が最大の目的であることが、このような国の動きではっきり見えてきたわけでありまして。

この協議会におきましても、6月に合併の各市町村の議決をいただくまでには、いろいろ多くの案件が山積いたしてありまして、これからも中身の濃い議論と円滑な議事運営の進行に格段の御協力をお願いいたしまして、議事に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力をお願いいたします。

では、本日の協議会の会議録署名委員さんを御指名させていただきたいと思います。

板取の長屋幹夫さん、武儀町の遠藤慶司さんのお2人をお願いいたします。よろしく御お願いいたします。

では、協議事項に入りますが、その前に前回（第6回）協議会で出されました御意見がまとめてありますので、報告を申し上げたいと思いますから、事務局から報告をしていただきたいと思います。

事務局長

失礼いたします。合併事務局の藤川といたします。よろしく御お願いいたします。

今、議長さんからお話がございました前回の協議会結果の御説明に入ります前に、先ほど皆様の机の上にA3の紙1枚を置かせていただきました。これにつきましては、事前にお渡しいたしました資料の最後のページ、53ページでございますが、そこにかかわる件でございますので、よろしく御願ひしたいと思ひます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。第6回関市・武儀郡4町村合併協議会結果でございますが、承認事項といたしまして、議案第1号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、板取村からいろいろ意見が内部から出ており、時間をいただき協議したい。さらに武儀町からは、平成19年4月の一般選挙は大選挙区で御願ひしたいとの意見が出されていると、こういう御意見がございました。その結果、継続協議といたしたものでございます。

議案第2号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、御承認賜りました。

それから議案第3号の支所の取扱いについてでございますが、洞戸村から支所機能につ

いては幹事会で検討し、その内容について当協議会で協議するようお願いしたいという御意見。さらに板取村から、賛成だが、住民サービスの低下にならないようお願いしたいという御意見がございました。そのような御意見もちょうだいしながら、結果的には御承認を賜ったものでございます。

議案第4号でございますが、事務組織及び機構の取扱いについて。武儀町から、難しい事項であり、内容について協議会で協議すべきではないか。方針の(1)から(5)は抽象的であり、これは前回(第6回)の協議会資料の12ページに記載してございますが、具体的にする必要があります。関市の機構の中での位置づけ等も明確化すべきではないか。さらに幹事会で検討したらどうか、以上のような御意見がございました。

洞戸村からは、サービスの低下を向上に変えることについて再度協議されたいという御意見がございました。

これを受けるような形で、関市の方から、具体的にするためには時間が必要となる。方針はこの場で承認し、具体的な事項については幹事会で検討したらどうかという御意見がございました。

以上の結果、議長から方針は抽象的であるが、方針はこの場で決定してもらい、具体案については幹事会でしっかり練ってもらう。検討結果は協議会へ報告してもらうことでどうかということで、以上のことから承認を賜ったものでございます。

次に2ページに入らせていただきます。

議案第5号 地方税の取扱いについて、議案第6号 慣行の取扱いについて、議案第7号 介護保険事業の取扱いについて、以上は原案どおり御承認いただきました。

それから2の協議事項でございますが、協議第1号 使用料、手数料等の取扱いについて、結果的には了承というところで、本日は承認事項として上げさせていただいております。

それから協議第2号の公共的団体等の取扱いについても了承ということで、本日上げさせていただきました。

協議第3号 補助金、交付金等の取扱いについても了承ということで、本日上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、本日の第7回協議会での協議事項といたしまして、消防団の取扱い、保育事業の取扱い関係、それから上下水道、この3件について事務局の方から資料に基づき説明いたしまして、本日、協議事項として上げさせていただいているところでございます。

なお、上下水道につきましては、まだ幹事会等でも若干時間が必要ということでございまして、今回は協議事項としては上げてございません。よろしくお願ひしたいと思います。

それから4の新市建設計画中間報告書について御了承を賜りました。

その他は、ここに記載されているとおりでございます。

以上、御報告いたします。よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま事務局から説明をいたしました。この報告について何か御質問ございませんか。

はい。

神山富幸委員

ただいまの報告の中で、議案第1号で出ておりました議員の定数及び任期の問題につきまして、板取村さんのいろいろな意見が内部から出ており、時間をいただき協議したいと、このように書かれておりますが、前回の協議会で私どもが理解をしておる発言は、長屋さんより発言がありまして、議員定数特例1名でよいと、こういうようなことを聞きました。そしてまた、議長さんより関の意見にお任せするというようなこともお聞きいたしました。

それで、私どもはちょっと洞戸村でお話ししましたところ、もうこの問題は板取さんの意見を言いますと、もう定数1で片づいておるんじゃないかというのが私どもの理解なんです。ちょっとそこの辺のところ、板取さんの方へちょっとお聞きしたいんですが。

議長

これは次の議案で協議をいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

2 承認事項

議長

それでは、承認事項に入りたいと思います。

今、御説明も御質問もございました議案第1号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題に供します。これは継続審議になっておる点でございます。

事務局から、さらに説明を願います。

事務局長

3ページをお願いいたします。

議案第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

4ページをお願いいたします。

調整方針（案）

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項の規定を適用し、関市の議会議員の残任期間に限り、編入される町村の選挙区の定数を加えた数とし、その選挙区の定数は次のとおりとする。

洞戸村の区域1人、板取村の区域1人、武儀町の区域1人、上之保村の区域1人。

合併後最初に行われる一般選挙については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

関市の区域19人、洞戸村の区域1人、板取村の区域1人、武儀町の区域1人、上之保村

の区域1人。将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、その後、新市において調整するものとするということでございます。

参考資料として、下段にこのような図式で掲げさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

議長

先ほど洞戸村の神山委員さんからも発言ございましたが、板取村さんの御意見は、その後いかがでしょうか。

長屋幹夫委員

前にも市長さんが言ったように、調整には1名、2名という問題は従うと、ここではっきりと申し上げておきます。ここで調整方針が出た以上は、1名に従うということです。

ただし、在任特例だけはまだ残っておるということで……。

議長

はい。

神山富幸委員

この場におられた方は、多分ははっきり聞かれたと思います。私どもも間違えるといかんと思って、一生懸命、先般の協議会では聞いておりました。本当にどうなのかということを確認したい意味で、ちょっと私どものメンバーで相談しておりましたが、確かに定数特例でよろしいと、1名でよろしいということを言われたようなので、先ほどそれを再確認したかったわけでございます。

今、在任特例という話はちょっと聞いておりませんので、それはどうかと思ったんですが。

長屋幹夫委員

在任特例においては、この前の第6回の協議会では、私は一言も承諾・承認はしておりません。ただ、定数特例においては、この関市の方針に従うからよろしくお願いたしますということだったんです。きょうは、この方針どおりに従います。

議長

はい、ありがとうございました。

岡田洋一委員

この問題につきましては、一番最初から定数特例で行くということで、この協議会で、そのことはテーブルに乗って協議してきて、今日進んできておると思います。このことだけは皆さん間違いないよと、関市にとってもそういうことで認識した上で、特別委員会にも諮って、了承して、その統一見解を出しておるところでございますので、その点はよろしくお願したいと思います。

ただ、板取さんが先回の場合でも言いましたように、大変きょうなんかでも大雪であります。過日、私どもの特別委員会も勉強会の意味で勉強させてもらいました。本当に早朝4時から全職員挙げて除雪作業をなさって、通勤・通学者の足の確保、あるいは高齢者の

医療の足の確保、そういうことで大変な御努力をなさっているということは重々認識の上であります。在任特例という言葉の意味も、そういうものを含んだ発想のもとからおっしゃっていると思いますけれども、再度確認の意味で、もうこの法定協議会では定数特例をもって、それぞれ調整案どおり関市 19 名、あと 1・1・1・1 ということで、最初の選挙からはそういうこともテーブルに上がっての調整案でございますので、今板取さんがおっしゃいましたような、そういう面につきましての村の中のいろんな現体制の維持ということにつきましては、後ほども出ますけれども、支所の機能の中で、その機能が発揮できるような体制のもとに、それをはっきりとうたい上げて、きょうの議員定数・任期等につきましては、調整案どおりに関市としては賛成をするものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長

はい。

土屋昭雄委員

この問題につきまして、武儀町としまして、前回では一般選挙において大選挙区ということをお願いしておりましたが、1月15日の合併特別委員会において再度協議いたしましたところ、この調整案どおり行くということで承認しましたので、よろしくお願いします。

議長

そのほかございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい。

長屋幹夫委員

岡田委員長さん、在任特例は板取は承認しておりませんので、定数特例は今あなたが言われたとおり承認いたしました。そういうことです。

在任特例においては継続審議になっておりますけれども、板取村の議会としてはそれは承認をしておりますので、その点を御理解をいただきたいと思います。

議長

定数及び任期につきましては、在任特例で行くと。

長屋幹夫委員

定数特例は、今の岡田委員長さんの説明のとおり了解しました。在任特例は、まだ残っておりますということです。

議長

方法が、在任特例と定数特例とあるわけですが、どちらかで行くということです。そうか、そのままということですか。ですから、定数特例になれば在任特例ではないということです。両方というわけにはいかん。

はい。

岡田洋一委員

この問題につきましては、一番最初から第1回の法定協からこのテーブルで確認の上で、皆さんと一緒に協議をしたという発想で、私どもはそう考えております。そのときに、定数特例か在任特例かということでありまして、今回の平成の大合併は行財政改革を含んだ合併であるので、やはり在任特例もあるけれども、しかしながら議員みずからが考えて、定数特例で運ぼうじゃないかという衆知一致のもとで、ただあとは定数の問題とか、そういうことにつきましてはありましたけれども、一番最初からそういう考えでこの法定協は、それをテーブルに乗せて進んでいると思いますので、在任特例については協議とする場合には、一度もそういう協議の対象にならなかったということ、きょう皆さんで確認した上で採決を図っていただきたいと思っておりますけれども。ちょっと今、板取さん、申しわけないけども。

長屋幹夫委員

いや、それは私の認識とは違いますね、それは。在任特例だけは今も残っておるとい、そういう板取村側の認識でございます。

後藤明朗委員

ちょっと意味がわかりかねるんですが、1人でいいということは、定数特例でいいということなんですよ。そういうことでしょうか。それでよかったら、在任特例というものはなくなっちゃうんですね。

長屋幹夫委員

在任特例というのは、私の申し上げたいのは、要するに板取村の議員としては、在任特例を認めることによって、いろいろ板取村の意見はございますけれども、きょうまで承認をしておらなかった理由の一つに、なぜ我々4ヵ町村は2年に1遍、去年の選挙と17年ころは2年ですわね。17年から19年にもう1遍、また2年で選挙しなきゃならん。こういうことが、本当に岡田委員長さんの言われた行政改革につながるだろうかということなんですよ。

後藤明朗委員

それで、定数特例をお認めになったものですから、私は定数特例をお認めになったもので、僕は前回の議事録署名者に指名されておりましたので、一言も漏らさず聞いておらないかんと思ってしっかり聞いたわけですが、それを承知されて、その後に岡田委員長さんと議長さんにお任せすると。その決定には従いますということまで議長さんがつけ加えられておりますね。それだったら、もういろんなことを言う必要もないんじゃないですか。

長屋幹夫委員

前の協議会の中に、私も申し上げた事実でございますけれども、在任特例という言葉は一度も使っておりません。定数特例については、関市の方針に従う。こういう意見を私は申し上げました。その意見を今、岡田委員長さんの言われたとおりに、今は従うということでございますので、決して在任2年間、このことは板取村は了解をしておらないということなんです。

議長

それでは、在任特例の意味を事務局からもう一遍説明させます。

長屋幹夫委員

十分知っておるんです。わかっておるけれども、私、板取村議会の協議を重ねるたびに、在任という重要性、これが板取村は大変大きな声として議会に上がってまいっておるのでございます。その内容も十分私も承知しております。だから、そういうことで一度考えていただきたい。協議会でも再三にわたって申し上げておるのでございますけれども、板取村の議会としては、在任というものは、これは母体である関市、この関市をよくするために我々は在任2年間の中で全力を尽くして、その関市をよくする。そして、関市がよくなれば、おのずと我々のような町村もよくなる、こういう大変強い言葉がございまして。そういう意味で、在任特例を認めてほしいということでございます。

野村 昭委員

今、板取の議長さんのお話を聞きますと、その在任特例云々は15年の統一の選挙によって一応19年までであると。だから、とにかく2年間は在任と、そういう意味じゃないんですか。でも、それはここの定数特例をここで決めちゃいますと、その在任特例というのもここでなくなっちゃいますから、それは僕は理由にならないと思うんですけど。

長屋幹夫委員

先ほども申したように、私たち15年の選挙のときには、有権者の方たちに、今回の選挙は決して4年ではない、2年になるかもわからない、こういうことで当選をさせていただきました。それは、有権者も17年ということは承諾をしてみえます。けれども、17年から19年、この2年間をまたしてもこの武儀郡は1・1・1・1で選挙をしなければならないと。こういうことが果たして住民の理解が得られるだろうかと、こういう心配もしておりますのでございます。

議長

定数特例というのは、これに書いてありますように、19年の4月30日までが任期ということですね。そして、さらに定数が23人になりまして、さらに4年間の任期で選挙をやると、そういうことなんです。そういうことでよろしいでしょうか。

長屋幹夫委員

定数特例はそれでいいんです。定数特例においては100%、関市に従うということでございますけれども、在任においては、なぜ17年から19年まで我々4ヵ町村は選挙をしなきゃならんか。この説明を一遍岡田委員長さん、してください。

岡田洋一委員

御指名がございましたのでなんですけれども、この問題につきましては、この調整案の中の項目にありますように、4ページの表にありますように、定数特例ということはそれぞれ、関市へ編入ですから、関市の議員さんは23名そのまま残ると。ただし、あとの町村につきましては、人口割で案分をすると0.何ほもありますし、また1.何というところもあ

りますけれども、四捨五入をして、それぞれ1・1・1・1の数が法に基づいた定数ということに相なったと思います。そういうことは重々、この各委員さんが承知であろうと思います。

ただ、本当に板取さんが心配するのは、あと2年間で現板取村さんの緊急の問題とか、そういうものがあつたときに、その問題が本当に対応できるのかということをお心配なさっているのが、そういう発想の奥にある問題であろうと思います。

したがいまして、大変僭越なことを申しましたけれども、先ほど言いましたように、その点につきましては、支所機能を、しっかりその機能が發揮できるような体制を残していただいて、当分はそういうしっかりした体制で、地域の人には地域の人しか対応できないわけでありますので、そういう支所機能を残していくということを腹の中に置いていただきまして、長屋議長さん、おおらかな気持ちで、合併というのはそういう問題でありますので、ひとつよろしく……。

長屋幹夫委員

私が説明を求めたのは、17年から19年の2年間だけ、武儀郡の4ヵ町村にそれをしたかという、その2年間です。

岡田洋一委員

これは基本的な問題で、定数特例ということに基づいたことで、それを皆さんが了として進めるといのが定数特例ということでありますので、1・1・1・1ということは大変、関市からしますと本当に23分の1ということ、数字の上からはそうかもしれませんが、そういうことについての御理解は、全委員さんがそれは御承知置きのことだと思いますので、あえてそれを今からこうやって元に戻した説明ということにつきましてはいかがなものかということをおもうわけであります。先ほど言いましたようなことについて、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

長屋幹夫委員

僕の言うのは、在任の中で17年度に私たちはすべてが失職。その中で、関市においては19年が統一地方選挙。だから、その17年から19年までの2年間を、もう一遍我々は選挙しなきゃならん。この17年から19年をなぜ我々はやらなきゃならんのか。同じ新しい市をつくるならば、関市も同じように17年度に、同じスタートに立っていただいて、そして19名・4名の23名でいくのが私は正当論だと思って、きょうも大変横着な意見でございますけれども……。

岡田洋一委員

議長さん、いいですか。この問題につきましては、もう既に合併の方式から、基本からのものでありまして、編入合併について、その中で定数問題につきましては、その中で在任特例もありますけれども、編入の場合でそうやって定数特例で行くということになったら、当該する関市はそうやって任期いっぱい4年間という任期がありますし、申しわけないことでありますけれども、あとの方につきましては、その任期はその時点で消滅すると

いうことであるので、そういうことにつきましても基本的にはもう重々御承知のことだと思いますから、そういうことで今の問題は進んできたと思いますので、基本的なことから整理していかんと、何遍やっておってもおかしいことだと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

いろいろ御意見が出ましたが、大多数の御意見は、調整方針のとおり定数特例で行くということで御承認願えますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

後藤明朗委員

議長、それはいいんですが、いずれにしても板取さんが1人を承諾されたなら、おのずと在任特例というやつは自然に消滅しちゃうわけですから、もうそれを協議しようがないです。1人でいいと言われるなら、当然定数特例ということでやるわけですから、それが、1人が承諾できんということならまた協議もせんならんけれども、1人でもいいということをおっしゃっているんですから。

議長

定数特例と在任特例と並行するというわけにはいきませんから、どちらかをとるといことですから、定数特例で……。

後藤明朗委員

1人でいいということと言われると、当然在任特例というものは消えちゃうわけですから、じゃないですか。それを承認したら、そういうことになるんですよ。それでいいということなら。

議長

長屋さん、よろしくお願ひします。

長屋幹夫委員

私がここで御無理ごもっともというわけにはいきません。やっぱり今も岡田委員長さんに説明をいただいたんですけども、行革ということで17年から19年まではおまえたかはしようがないということと言われましたけれども、市長さんもこの席で、限りない新設、こういうお言葉をいただきました。そういうことを考えるならば、やっぱり我々も少しでも選挙というものをやらない、住民に迷惑をかけない。そうした意味で、19年度に同じように選挙をして、新しい1名をつくっていくのが、これが本当の行革ではないかと、そういうふうに思っております。

なぜ関市の議会は17年度にこの武儀郡と同じようにスタートをしないのか、こういう説明が欲しいんですよ。ただ行革とか、法律に基づいてと言われるならば、これは法律が重いのか、それとも板取村のような厳しい現実が重いのか、これはおのずとてんびんにかけていただいて、そしてそれをはかっていただく。こういうことが、この新市をつくる最も大切なことではないかと思ひます。ただただ法律で物事が解決できる問題ではないと、こ

ういうふうには思っております。

長屋 敏委員

ただいま、うちの議長からいろいろ説明をされましたけれども、前回、議長さんに対して、いま一度、協議の場をいただきたいと、そのように申しまして、我々も板取村合併特別委員会で協議をしました。先般は、関市の委員会の方々にも板取村を視察していただきました。大変厳しい板取村を見ていただいて、また自然環境豊かな板取村も見えていただきましたが、この法定合併協議会に入るに当たりまして、板取村の議員の皆様の意見は、新しいニュー関市をつくるに当たり、この2年間という非常に貴重な時間を大事にし、村民に安心を与えるためにも、やはり自分たちは責任を果たすべきではないか、そういうことでございます。

その後の19年以降の定数1ということは、異論はないということは私は申し上げたつもりでございます。その辺を御理解いただきたい。

石原教雅委員

先ほどからうちの特別委員長が発言をしておりますが、何度も繰り返すことになりませんが、この案件につきましては、当初から定数特例ということを前提で議論を進めてきているわけでございます。それぞれの各市町村の実情を踏まえて、このテーマに今回まで時間を費やしてきたわけでございますが、恐らく板取の気持ち云々ということについては理解をするわけですが、そういうことも乗り越えて、この定数特例の扱いについて今まで議論をしてきたわけですが、ただ、いつまでもこのことを先延ばしにすることもやや疑問が出てくるわけですが、前回、時間をいただきたいということで、きょうまで延ばしたわけでございます。

ただ、発言の中身が、「定数特例」「在任特例」という言葉が使われますが、その意味合いが理解をされていないように聞こえるわけでございます。先ほど特別委員長の方も発言をされましたが、この際、最終的な判断をするにしましても、その意見統一というものをしていただきたいということで、若干休憩時間をとっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長

今、石原委員からお話ございましたように、若干休憩をとってほしいということですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、しばらく休憩をとらせていただきます。

午後2時10分 休憩

午後2時34分 再開

議長

それでは、大変お待たせしました。

休憩を閉じまして再開をいたします。

ただいま休憩中に、各市町村の議長さんと特別委員長さんで協議をいたしました結果、もう少し板取村さんの方から時間が欲しいと、調整をさせてほしいということで、まことに申しわけありませんけれども、次回までには結論を出すということで、結論を出すということは、大体賛成の方向へ従うという御意向のようでございますので、まことに恐縮ですけれども、先ほどの調整案どおり承認することとしたことを、次回まで延期させていただきますので、よろしく願いいたしたいと思います。板取村さんにはよろしく願います。

次に、議案第2号の使用料、手数料等の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

それでは5ページをお願いいたします。

議案第2号 使用料、手数料等の取扱いについて。

使用料、手数料等の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

6ページをお願いいたします。

調整方針(案)

使用料及び手数料等の取り扱いについては、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、統一に向けて調整するものとする。

(1) 使用料については、原則として、関市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは個別の施設ごとに調整するものとする。

(2) 手数料については、原則として、関市に統一するものとする。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

この件につきまして、御質問、御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、調整案どおり承認することに決定をさせていただきます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

続いて、第3号議案の公共的団体等の取扱いについてを議題と供します。

説明願います。

事務局長

7ページをお願いいたします。

議案第3号 公共的団体等の取扱いについて。

公共的団体等の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

8ページをお願いいたします。

調整方針(案)

公共的団体等の取り扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、同一又は同種の団体についてそれぞれの実情を尊重しながら統合又は再編するよう調整に努めるも

のとする。

(1) 共通の目的を持った団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 共通の目的を持った団体で、諸般の事情により合併時に統合が困難な団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。

(3) 独自の目的を持った団体は、その必要性に応じて調整するものとする。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

調整案につきまして説明を申し上げましたが、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、調整案どおり承認することに決定をさせていただきます。

ありがとうございました。

続きまして、第4号議案の補助金、交付金等の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

9ページをお願いいたします。

議案第4号 補助金、交付金等の取扱いについて。

補助金、交付金等の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

10ページをお願いいたします。

調整方針（案）

補助金及び交付金等の取り扱いについては、従来からの地域性や歴史的な経緯・実情等に配慮し、新市全体の均衡を保つよう調整する。

(1) 各市町村で同一又は同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。

(2) 各市町村独自の補助金については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整を図るものとする。

(3) 各補助金・交付金等については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、見直しを行うものとする。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ただいま調整方針案の説明をいたしました。この件につきまして、御意見ございませんか。

土屋昭雄委員

この補助金等、また交付金等については承認いたしますが、先ほどの使用料、また公共的団体等の取扱い、この補助金、交付金等について、この3案については、一つ提案でございますが、各町村ともいろいろと個別に入れば問題があるかと思えます。そうした問題を、今後幹事会で十分取り上げていただいて検討していただきたい。それを申し上げておきます。

議長

細部につきましては、幹事会で十分調整をとっていくということでございます。

はい。

河合正則委員

上之保でございますが、基本的にこの調整案に賛同いたしますが、要望といたしまして、各市町村それぞれに独自性のものがあり、私どものような田舎の中で補助金をいただいて地域が活性化し、現在もいろんな方面でそうしたことで地域の皆さんが助かり、活性化して、意気揚々とやっている部分がございますので、そうした面を大いに考慮していただきまして、この後、先ほどの話で幹事会の中で十分御検討いただきたいということと、それからもう一つ、先般、新聞等で御存じかと思いますが、飛騨地域がそうしたことを踏まえて、10年間をめどに地域新規特別予算という、支所での特別枠、支所で自由にその地域に合った使い方をしてもよろしいよという、そうした予算を組むというのを新聞で掲載されておりまして、ぜひそうした内容も、それぞれ板取さん、洞戸さん、上之保、武儀町、今まで補助金等で関市さんにはない独自性のものを生かしていただきたいと、そんなふうに思いますので、幹事会の方でそうした点も御配慮いただきまして、御検討いただきたいと思います。以上でございます。

議長

そういうものも含めまして、調整案どおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。異議なしと認めまして、調整案どおり承認することにいたします。

3 協議事項

議長

続きまして、これからは協議事項に入りたいと思います。

最初に、協議第1号の町名・字名の取扱いについてを協議願います。

事務局長

11ページをお願いいたします。

協議第1号 町名・字名の取扱いについて。

町名・字名の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

12ページをお願いいたします。

調整方針(案)

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の町名・字名については、各町村の意向を尊重するものとする。ただし、町名・地番等が重複しないよう調整するものとする。

以上、御協議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

参考資料が掲載されております。この件につきまして御質問ございませんか。

はい。

加藤 桂委員

上之保でございますけれども、村へ帰りまして、住民の意見も十分意見調整してまいりましたが、上之保は参考の2で、町名は入れなくて「上之保 15119 番地」という形にしていただきたいということに意見がまとまっております。上之保6地区がありますが、その地区の後に番地をつけると非常に番地が大きくなりますので、上之保の後に番地、その後ろに字ということにしていきたいと思って、意見がまとまっておりますので、よろしくお願ひします。

議長

参考2ですか。

それぞれ各町村の考え方があるでしょうから。

次の承認事項として、調整方針を提案するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのように取り扱いをさせていただきます。

次に、協議第2号の国民健康保険事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

15 ページをお願いいたします。

協議第2号 国民健康保険事業の取扱いについて。

国民健康保険事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

16 ページをお願いいたします。

調整方針（案）

基本的には、関市の制度により統一するものとするが、差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 賦課形態は、保険税とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。

(2) 賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、保険税率は平成17年度の医療費見込み等を基礎として算定する。ただし、平成16年度は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、各市町村それぞれ現行のとおりとし、合併後に保険税額が急激に増加する場合は、状況に応じて3年間を限度として、激変緩和措置を講ずるものとする。

(3) 納期は、関市の例により10期とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。

(4) 葬祭費は、5万円に統一する。

(5) 高額療養費支払資金貸付事業については、関市の例により実施する。なお、貸付割合は支給見込額の9割以内とする。

(6) 国民健康保険財政調整基金は、適正な管理運営に努め、新市に引き継ぐものとする。
以上、御協議のほどお願いいたしたいと思います。

議長

これも詳細に参考資料が載っております。御質問、御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これも次の協議会の承認事項として、調整方針として提案することに確認をいたします。
続きまして、協議第3号の消防団の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

21 ページをお願いいたします。

協議第3号 消防団の取扱いについて。

消防団の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

22 ページをお願いいたします。

調整方針（案）

1．消防団については、当分の間は、各市町村の現在の組織を基本とした5消防団による連合体とする。ただし、合併後の適切な時期に、人員も含めた総合的な消防団組織の見直しを行うものとする。

2．消防団員の身分、報酬、手当等については、関市に準ずるものとする。

3．式典等の行事及び機械器具等については、現行のとおりとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。

4．消防相互応援協定については、現行のとおりとし、合併後、調整するものとする。

以上、御協議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明をいたしました。先進の事例、あるいは合併後の組織等々、参考の資料が載っておりますが、これについてこの場で御質問、御意見ございませんか。

はい。

神山富幸委員

洞戸村としましては、この件につきまして、各地区との調整が必要なため、次回の協議会まで時間をいただきたい、これが基本的なことでございます。

基本的には、ここに書いてございます調整方針でいいんですけども、ただ報酬、手当等につきましては、関市に準ずると書いてございますが、ページをちょっとめくっていただきますと、報酬が書いてある欄があると思うんです。29ページなんです。そこにはまだ、はっきりここに明確に書かれていない部分があると思いますので、これも同時に担当者の会議を後から開いて明確にしていかないと、関市に準ずるといことはできませんので、その点だけはよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長

はい、わかりました。

ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これも次回の協議会の承認事項として、調整方針を提案ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、協議第4号の保育事業につきまして議題と供します。

事務局長

31 ページをお願いいたします。

協議第4号 保育事業の取扱いについて。

保育事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

32 ページをお願いいたします。

調整方針（案）

1．保育料については、関市の例によるものとする。ただし、合併後5年間は不均一料金として毎年度均等に段階的に調整し、平成21年度から同一料金とする。

2．保育料の減免については、関市の例による。

3．保育園給食については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

4．通園バスについては、当面現行のとおりとし、新市において総合的な交通体系の中で調整する。

以上、御協議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

保育事業につきまして説明をいたしました。これにつきまして御意見ございませんか。

はい。

田中善隆委員

調整案には異論はございませんが、34ページの右側の3行目、園児1人当たり負担額についてですが、関市さんは2万390円、板取村が9,652円となっております。約1万円の負担額がございまして、この負担額は、決して保護者の負担減がねらいではございません。厳しい財政の中、一般会計からの持ち出しとなっております。このねらいは、過疎対策であり、少子化対策であり、なお子育て支援対策でございまして、このまま21年度に統一されましたら、板取村の地域性を考えるとき、何らこうした少子化対策が講じられずに進展するおそれもございまして、いまひとつ幹事会等で十分検討をいただき、地域に密着した少子化対策、過疎対策につながるような政策を御審議いただければありがたいと提言して終わります。

議長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、この協議も次の協議会の承認事項として調整方針を幹事会でもよく調整いた

しまして、提案していきたいと思いますので、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これで協議事項は終わりました。

4 次回（第8回）協議会での協議事項

議長

次に、次回（第8回）の協議会の協議事項について、3項目ありますので、事務局より説明をさせます。

事務局長

それでは、42ページに掲げてございます3点、広報広聴事業、保健衛生事業、ゴミ収集業務事業、この3点につきまして、一括資料の御説明をさせていただきます。

43ページをお願いいたします。

まず広報広聴事業でございますが、このページでは、自治会連合会の構成を上げさせていただきます。

関市におきましては、13支部 442自治会でございます。それぞれの支部名は、ここに書いてあるとおりでございます。洞戸村は、洞戸村区長会 15区、板取村は、板取村区長連絡協議会 20区、武儀町は、武儀町区長会 27区、上之保村は、上之保村区長会 11区でございます。

44ページをお願いいたします。

一番上の段は、自治会連合会の役員でございますが、それぞれ会長さんは設けられておりますが、そのほかの役員の方はここに記載されているような内容でございます。

中ほどは任期でございますが、上之保村が1月1日から12月31日、その他の4市町村は4月1日から3月31日までとなっております。

その下の自治会活動奨励金でございますが、関市の場合は関市自治会コミュニティ活動奨励金ということで、均等割、世帯割等、ここに掲げてございますような奨励金を出しているわけでございますが、均等割は1自治会2万円、世帯割は1世帯2,500円、広報配布割は1世帯800円。そのほかごみ対策協力割といたしまして、自治会の取り扱うごみ袋1枚5.5円になっております。洞戸村につきましては、区長報償費ということで、均等割1区3万2,000円、世帯割1世帯400円でございます。板取村は区長手当というもので、距離割といたしまして1万3,750円から2万2,500円

それから世帯割は1世帯1,200円でございます。さらに班長手当といたしまして、1世帯600円ということになっております。武儀町におきましては、区長交付金という名のもとに、均等割2万円、世帯割1世帯800円となっております。上之保村は区長報奨金ということで、広報等配布手当として、区長1世帯400円、班長1世帯350円となっております。

一番下には、自治会連合会補助金等を掲げさせていただきました。今年度の当初予算でございますが、関市は400万円、洞戸村は30万円、板取村は120万円、武儀町は60万円、

上之保村は26万4,000円と、このようになっております。

45ページにおきましては、ほかの協議会での事例を掲げさせていただきました。

まず岐阜広域合併協議会、ここにつきましては、読み上げますと、自治組織への運営補助金等については、合併後5年を目途に、岐阜市の制度を基本に調整するものとする。なお、それまでの間については、旧市町ごとに岐阜市の例により算出した額が従前の運営補助金、役員報償金等、広報紙配布手当手数料の合計額に満たない場合においては、その差額を別途交付するというものでございます。

自治組織は、地域コミュニティの重要な要素であることから、特に都市内分権のあり方を踏まえ、住民自治の振興、活性化に資するよう配慮するものとするということになっております。

美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会につきましては、自治会組織については、合併時から美濃加茂市の制度に統一した新市の組織を編成する。加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村においては、自治連合会理事（地区自治会の代表者）を選出する。任期については、美濃加茂市の制度に統一する。

恵那市・恵南町村合併協議会、ここにつきましては、自治会の組織及び区域については現行のとおりとする。

自治連合会組織については、新市に自治連合会組織を置き、組織の内容、事業等については、新市において調整する。

以上、御参考までによりしくお願いしたいと思います。

続きまして、46ページに入りますが、保健衛生事業でございます。

これにつきましては、4町村それぞれに診療所がございます。名称についてはここに記載されているとおりでございます。

次に、診療科目でございますが、洞戸村は内科と歯科、板取村は内科、小児科、外科、皮膚科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科となっております。武儀町は内科、小児科、上之保村は外科、内科でございます。

休診日につきましては、洞戸村は内科と歯科がそれぞれ違っておまして、内科は水・土曜日の午後、第2、第4土曜日、日曜日、祝祭日。歯科は第2、第3、第4土曜日、日曜日、祝祭日となっております。板取村は土・日、祝祭日。武儀町は木、土曜日の午後、日曜、それから祝祭日。それから上之保村は水曜日の午後と土・日曜日、祝祭日となっております。往診はすべて実施いたしております。

医師の雇用形態でございますが、職員を採用なさっておりますのが洞戸村と板取村。武儀町は診療委託、それから上之保村は医師派遣ということになっております。

それから47ページにつきましては、それぞれの職員数がここに記載されてございますので、御参考までによりしくお願いしたいと思います。

診療の状況でございますが、14年度の実績でございます。レセプト件数、それから延べ受診者数、それぞれここに記載されている数字でございますので、よろしくおしいたし

ます。

入院設備はございません。

宿日直は、洞戸村以外はすべてありということになっております。

続きまして 48 ページでございますが、ここにつきましては、上の段が 14 年度の決算状況ということでございます。歳入歳出それぞれここに掲げているとおりでございますので、御参考までによろしくお願ひしたいと思いますし、下の段につきましては、平成 15 年度の当初予算の規模でございます。予算でございますから、ここは千円単位で記載してございますので、これまた御参考までによろしくお願ひしたいと思います。

それでは 49 ページでございますが、その他の公設診療所といたしまして、板取村の北部と申しますか、北西部と申しますか、あちらの方の門原地区へき地出張診療所というのがございます。診療日は週 1 回、木曜日でございます。午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで。医師の雇用形態につきましては、板取村国民健康保険診療所の内科医師による出張診療というのを実施いたしております。

他の協議会でございますが、美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会におきましては、次の診療所及び病院については、現状どおり維持するが、将来に向けて合理化に努めるということで、ここに掲げてございます四つの診療所と病院がございます。

飛騨地域合併協議会につきましては、(1) 国民健康保険直営診療所は現行のまま新市に引き継ぐものとし、会計は直診勘定として一本化する。繰入金については、合併までに診療所ごとの一定の基準を定めて算定するものとする。

(2) 施設の統廃合については、地域医療の状況を勘案し、新市において検討するものとする。

(3) 診療業務、診療時間等については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、業務体制の見直し等、効率的な経営に努めるものとする。

次に、益田郡合併協議会でございますが、病院及び診療所は現行のまま新市に引き継ぎ、市民の健康増進と福祉充実のため、地域医療の基幹施設としてさらに充実を図るというふうに掲げてございます。

次に 50 ページでございますが、ゴミ収集業務事業ということでございます。

運営方式につきましては、ここに記載されてございますように、すべて直営でなさっております。作業人員につきましては関市 21 名、洞戸村臨時 1 名、板取村職員 1 名、臨時 1 名、それから武儀町は臨時 1 名、上之保村は臨時 1 名ということになっております。

その下に車の台数を記載させていただきました。

収集でございますが、ここに書いてございますように、おおむね可燃ごみは週 2 回ということになっております。不燃ごみは月 1 回と 2 回のところがこのようになっております。

それから粗大ごみ、その他各種ごみについて、ここに記載の頻度で収集しているわけでございます。ただ、関市におきましては、プラスチック製容器包装ごみ、これが月 2 回行っております。

なお、下の4行につきましては、それぞれのごみ別に集積場所、いわゆるごみステーションの数を記載させていただきました。

それから51ページでございますが、それぞれ市町村にごみ袋の基準枚数というのがございまして、まず一番上が燃やせるごみ袋でございます。関市につきましては世帯別にこのように6段階に分けてございます。洞戸村もこのような形で、4人までは100枚ですが、5人以上は1人ごとに20枚追加。その他の三つの町村はそれぞれ100枚でございます。

燃やせないごみは、ここに書いてあるとおりでございますし、中ほどにはごみ袋の料金、基準枚数以内でございますけれども、書いてございますので、これまた御参考までによろしくお願ひしたいと思います。

なお、下から3段目につきましては、超過分でございますが、これは5市町村とも300円でございます。それから事業系の一般廃棄物ごみ袋もそれぞれ1袋300円、それから購入場所もここに書いてあるところで扱っているというものでございますので、よろしくお願ひします。

それから52ページでございますが、これは容器包装リサイクルということでございます。ここに掲げてございますように、いろいろな種類別にリサイクルをしておりますが、先ほど申しました関市においては、中ほどに書いておりますプラスチック製容器というものを実施いたしております。

それから中ほどから下ですけれども、これはごみ減量化補助金ということで、生ごみ堆肥化容器、コンポスト、電動式、それぞれここに掲げてございますような補助金を支出しているということでございます。

一番下には資源回収事業の奨励金でございます。1キログラム当たり関市は5円。洞戸村は6円。ただしアルミ缶はキロ20円、それから板取村は収支を計算いたしまして、この収支が持ち出しの場合、20万円を限度に交付という形をとっていらっしゃいます。それから武儀町は、キロ4円。上之保村もキロ4円というふうになっております。

53ページは、ほかの協議会の例でございますが、岐阜広域合併協議会につきましては、ごみ処理事業については当面現行のとおりとする。なお、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、収集方法・料金制度等を合併後3年を目途に調整するものとするということです。

美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会におきましては、(1)一般廃棄物処理に関する手数料については、合併時から美濃加茂市の制度に統一する。ただし、現行の美濃加茂市及び八百津町が設置する一般廃棄物埋立処分場で処分する手数料については、当分の間、現状どおり継続する。

(2)一般廃棄物埋立処分場については、新たに施設整備を検討する。

(3)一般廃棄物の分別収集方法については、当分の間、現状どおり継続するが、合併以降、速やかに統一するよう検討する。ただし、直営収集については委託を検討するです。

最後に飛騨地域合併協議会につきましては、ごみ処理関係事業については、基本的には

各市町村の処理内容及び施設の現状を維持する方向で調整するが、調整項目の詳細については別紙のとおりとするということで、本日は皆様の机の上にA3の1枚の紙を別紙として配付させていただきましたので、御参考までによろしくお願いいたします。

以上、説明といたします。

議長

はい、ありがとうございました。次回（第8回）の協議会の協議事項について説明を申し上げましたが、次回の協議会までに十分検討していただくようお願いをいたします。

5 その他

議長

そのほか、事務局からありませんか。

事務局長

はい、ございません。

議長

そのほかございませんか。

後藤明朗委員

先ほど上之保の河合さんから御説明がございましたが、高山市と周辺9ヵ町村でつくる飛騨地域合併協議会は、合併後に9ヵ町村の旧役場に設置される支所に地域の活性化を目的とした地域振興特別予算枠を設けることに決まったそうでございます。

高山市と9ヵ町村の合併形態は、高山市への、この関と同じように編入で、市名も高山市のままのため、各町村は伝統の文化や個別の歴史が失われかねないという心配をしておられたわけでございます。同協議会は、この総務分科会が各町村のそうしたことに配慮した原案をまとめられたそうでございます。同協議会としまして、支所は窓口業務だけを担当するのではなく、一定の予算執行などが可能な総合支所の性格を持ち、支所長は部長相当とする。支所には地域振興、市民福祉、産業振興、基盤整備、教育振興の五つの課を置かれて、本庁に支所との相互調整を行う地域振興部門というものを新設されまして、支所長は危機管理など非常体制の決定、地域振興予算の執行、計画立案の執行、地域産業振興、イベント事業の実施など、12項目の専決権限を持つことになったそうでございます。

こうすることで、各町村のいろんなイベントが従来どおりできるようでございますが、各私どもの町村としましても、支所ということが一番大切でございますので、こうしたいい例がございますので、ぜひともこうしたすばらしい支所をつくっていただきますようお願いいたします。

議長

そのほか、せっかくの機会でございます。また次回もでございますけれども、ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、大変いろいろ御意見も賜りましたが、本日、第7回の合併協議会はこれで終了いたしたいと思います。

次回は、2月26日（木曜日）14時から、この会場で開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

午後3時11分 閉会